

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：牧戸棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

旧加子母村地域のうち番田地区牧戸棚田
範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

令和6年度までに牧戸棚田における耕作放棄を10a以上解消する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

令和6年度までに牧戸棚田における鳥獣被害面積を151a(約52万円)から100a(約40万円)に減少させる。

- ・良好な景観の形成

定期的な草刈等の管理作業により、牧戸棚田の畦畔保持活動を実施する。

- ・伝統文化の継承

番田地区の春の例祭で催される獅子舞、笛、太鼓などの伝統文化の継承を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和6年度までに、都市部大学生(関東・東海・関西)による農業体験・農村生活体験・観光ツアーなどを年に1回開催するなど、都市農村交流の活動フィールドとして活用する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

牧戸棚田における定期的な畦畔・農道・用排水路の保全活動を地域ぐるみで実施するとともに、令和6年度までに中山間地域等直接支払交付金に係る農地以外の農地における耕作放棄を10a以上解消する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

牧戸棚田地域で地元区所有の侵入防止柵や檻を、他地域区民と共に管理するなど、鳥獣被害対策を推進する。

・良好な景観の形成

牧戸棚田において、畦畔が老朽化や豪雨災害により崩落が発生した場合には、適切な工法を用いた修復を実施し、良好な景観を確保する。

・伝統文化の継承

牧戸地域だけでなく番田区民などの協力を得ながら、昔から伝わる地元区の例祭で催される獅子舞などの伝統文化を継承し、令和 6 年度までに 2 名の継承者を育成する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和 6 年度までに加子母村づくり協議会が行う「木匠塾」（建築を学ぶ長期滞在型ゼミ）に参加する都市部大学生（関東・東海・関西）による農業体験（芋類の収穫ほか）や農村生活体験（炭焼きなど）、地域内観光ツアーの見学先とするなど、都市農村交流の活動フィールドとして活用する。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

牧戸棚田地域振興協議会は、番田集落協定、番田区、加子母むらづくり協議会、中津川市加子母総合事務所で構成。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項